

公益社団法人習志野市シルバー人材センター広告物取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が発行する刊行物等に広告することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 刊行物等

センターが発行する広報誌（生きがい通信、記念誌等）をいう。

(2) 広告

個人又は団体が営利又は、非営利を目的とする宣伝活動をいう。

(広告の要件)

第3条 広告は、センターの事業目的に反せず、かつ、市民の福祉・生活の便益性を考慮し、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 法令等に違反しない。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反しない。
- (3) 政治活動及び宗教活動に関係しない。
- (4) 表現等が社会的問題に発展する恐れがない。
- (5) 必要以上に会員に購買意欲をそそる内容でない。
- (6) 売名行為及びこれに類する内容でない。
- (7) 暴力団、その他反社会的団体が関与しない。

(広告申込者の資格)

第4条 広告の申込者は、会員並びにセンターに対する発注者とする。

(広告掲載の申込)

第5条 広告の申込者は、別記様式「広告掲載申込書」により申し込みを行うものとする。

- 2 広告の申込み時期は、刊行物発行の1ヵ月前とする。
- 3 前項の「広告掲載申込書」には、広告内容が分かるものを添えなければならない。
- 4 会長は、必要に応じて、身分、業務内容を明らかにする資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の方法)

第6条 広告の掲載は、A4又はB5を単位として構成する。

- 2 広告の掲載は、センターが発行する刊行物とは別に印刷し、折込広告とする。
- 3 広告紙には、必ずセンターが発行したことを証する表示をする。

(広告紙の配布先)

第7条 広告紙の配布先は、当センターの会員及び広告の申込者とする。

(広告料等の納付)

第8条 申込者は、広告原稿の提出と同時に申込料を支払わなければならない。

(広告の料金)

第9条 申込みサイズA4又はB5についての料金は、20,000円、別サイズの場合は別に定める。

(広告掲載の取消)

第10条 申込者が次のいずれかに該当する場合、センターは、当該広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 広告料が期限までに納付されないとき。

(2) 申込者から広告掲載の辞退の申し出があったとき。

(広告料の還付)

第11条 既に納めた広告料は、原則として還付しない。ただし、会長が特に認めたときはこの限りでない。

(広告の掲載に伴う責任)

第12条 刊行物に掲載した広告についての一切の責任は、申込者が負うものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、刊行物等への広告掲載等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

年 月 日

公益社団法人習志野市シルバー人材センター
会 長 様

申込者

住所（又は所在地）

氏名（会社・団体にあつては名称と代表者名）

電話番号

連絡係の氏名・担当部署・電話番号

広 告 掲 載 申 込 書

の該当する箇所にレ点を入れ、その他はご記入ください。

希望する広報誌

生きがい通信

その他

提出内容（見本等を添付すること。申込サイズはA4又はB5）

備 考